



7号

2009年

8月17日

## 離婚後の共同親権を考える勉強会

今年の1月から始まった国会勉強会が、第6回目になりました。これまで、離婚後に子どもと会えなくなっている現状を伝える当事者からの報告に加え、海外の法制度の実状を伝えていくなかで、現行法の問題点が指摘されていました。そこで今回のテーマ「離婚後の子の監護の視点から見た現行法（民法766条）の問題点について」が、7月15日、共同親権・子どもの養育を考える連絡会議の主催で、衆議院第二議員会館第一会議室で開催されました。

猛暑の中にもかかわらず、およそ当事者35名、国会議員1名、秘書10名、マスコミ3名の合計50名の参加でした。私は仕事のため今まで参加できませんでしたが、今回は休みが重なり初めての参加でした。

講演は棚村政行さん（早稲田大学院法務研究科教授・弁護士）を招いて「親権監護法の検討課題」を話されました。その中で共同親権になれば問題が解決されるわけではない。親の間に入り決定権をもって、子どもへの関わり方の判断や調整をするところが必要、親の争いを見て子どもが傷ついているため、子どもの代理人制度が必要など問題点を指摘。

面会を否定すること、親同士が非難しあった場合、子どもの心は傷になり、心理的・精神的虐待になることから、民法全体を変えるべきで、遅れている日本は3年間の間に、特別立法でもなんでも変えていくべき、今傷ついている親子を救うべきだと力説されました。私も強く願うことでしたが、来ていた当事者、他の人達も大きくうなずきました。

親子ネットが活動を始めてちょうど一年が経ちました。引き離しの現状も、国会勉強会、マスコミ、地方議会への請願・陳情、デモ行進など、日々の地道な活動によって世間の人達にも大切な問題として取り上げられてきています。これからも、我が子に会えない私達当事者の声をより多くの人達に伝え活動していきましょう。私も四人の母親ですが、子ども達に会えていません。これ以上私達のような辛い思いをする人がなくなるように、活動をもっと頑張りたいと改めて思いなおした勉強会でした。（福田直美）



### 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒270-0027 千葉県松戸市ニツ木95  
スタジオZ

TEL&FAX 047-342-8287

e-mail: oyakonet@mail.goo.ne.jp



### 親子ネット第一回総会

日時：8月29日（土） 15:00～17:00

場所：中央大学後楽園キャンパス 6401教室

（東京都文京区春日1-13-27）

議題：前年度活動報告と総括/前年度会計報告/今年度活動方針について  
/今年度予算について/今年度役員について/会の規約について